

## 第2章 花と縁をはぐくむ

# I 花と緑の拠点

## 1 花と緑のシンボル

### (1) 植物公園

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

植物公園ネットワークの充実により、全県がひとつの植物園として機能し、県内外の交流が促進されること。

#### ○ 現状と課題

- ・植物公園構想に基づき、植物公園ネットワークの核として富山県中央植物園が整備されるとともに、7つの施設が専門植物園として位置づけられています。
- ・植物公園ネットワークを構成する施設及び関連施設間で、連携強化を図っています。
- ・県民の花と緑に対する多様なニーズに的確に対応できる、各植物園の機能の充実が求められています。
- ・厳しい財政状況の中、植物公園の効率的な運営・管理が求められています。
- ・花総合センターは、施設及び事業の内容や実施方法等を改善し、県民や生産者の参加型施設として、生産者と県民の交流機会や県民が花と緑に親しむ機会の確保を図っています。

#### ○ 施策の方向

- ・中央植物園を中心に県内の優れた植生地や公園等を専門植物園として位置づけ、ネットワーク化することにより、全体として一つの総合的な植物公園の形成を目指します。
- ・中央植物園を核とした日本で唯一の植物公園ネットワークの充実を図るとともに、世界との植物園交流の拠点を目指します。
- ・植物公園ネットワークを構成する施設が連絡を密にして情報提供の一元化に努めます。
- ・植物公園の業務を効率化するためのシステム構築に努めます。
- ・花総合センターは、県民が花と緑に親しんだり、生産者と交流したりする場と機会の提供に努めます。

#### ○ 施策の概要

##### ①植物公園ネットワークの充実

- ・植物公園ネットワークの連携を強化し、県内植物公園の利用を促進します。
- ・植物関係施設の植物公園連絡協議会への参加を促し、植物公園ネットワークの充実を図ります。

##### ②情報提供及び普及啓発

- ・中央植物園が中心となり、植物公園ネットワークを構成する専門植物園及び県内植物関係施設の情報を一元化し、花と緑に関する情報提供、普及啓発を行います。
- ・中央植物園では、中央植物園友の会の充実を図るとともに、植物園の行事と調査研究に携わる植物園ボランティアの養成に努めます。
- ・中央植物園では、中国科学院昆明植物研究所との交流など、世界との植物園交流の拠点づくりを推進します。

##### ③施設整備と維持管理等

- ・指定管理者制度(\*1)などの手法を活用し、植物公園の業務効率化及び柔軟な運営に努めます。
- ・中央植物園では、植物の観察・学習機能・調査・研究機能と公園としての機能を備えた総合的な植物園の管理運営に努めます。
- ・専門植物園は、展示植物の充実や学習・観察の場としての機能の充実を図り、特色ある施設の管理運営に努めます。
- ・花総合センターは、近隣のチューリップ公園や四季彩館との連携を強化するとともに、生産者と県民を結びつける取組みや、県民が花と緑に親しむ機会の提供に関わる機能の充実に努めます。

#### ○ 目標指標

指標名	現況	目標	
	H23	H28	H33
植物公園の箇所数（箇所）	8	現状維持	現状維持
植物公園の年間入園者数（人）	427,930	438,000	450,000

## ～富山県植物公園ネットワーク～

植物公園は、花と緑の県づくりを進めていくにあたり、県民全てが、植物を学び、植物と人間とのかかわりあいを考え、花と緑に親しみ、憩い、楽しみながら、緑化活動や自然保護の重要性を認識できるシンボル施設として整備するもので、県内各地の「専門植物園」と、核となる「中央植物園」をネットワーク化することにより、全体として、1つの総合的な植物公園を形成するもの。



氷見市海浜植物園  
(氷見市)



県民公園 賴成の森  
水生植物園 (砺波市)



富山県中央植物園  
(富山市婦中町)



富山県薬用植物指導センター 薬草園  
(上市町)



立山町吉峰山野草・ハーブ園 (立山町)



富山県 花綜合センター (砺波市)



南砺市園芸植物園  
(南砺市)



富山県森林研究所樹木園 (立山町)

## 富山県植物公園ネットワーク

### (\*1) 指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的とする制度（参照：総務省HP）。

## (2) 駅前広場・駅舎、空港

### ○ 施策の概要

#### ① 駅前広場・駅舎

- ・3箇所の新幹線駅前広場は、本県の玄関口にふさわしい、地域の原風景を活かした花と緑あふれる安らぎと潤いのある空間となるよう整備に努めます。
- ・街路事業等で駅前広場整備において、まちのシンボルにふさわしい地域の個性を生かした花壇やボリューム感のある緑の整備を促進します。
- ・車両誘導灯や安全灯などの交通処理施設や歩道においては、それぞれの機能と適合した緑化を促進します。
- ・市町村の木、花木、花を活用し、地域のシンボルとなるような緑化を促進します。
- ・駅のコンコース等において、関係機関の協力を得ながら、利用客や駅職員等が育てた花鉢等を展示してもらうなど、花と緑のふれあいの場の創出を促進します。
- ・駅前の緑化空間を地域住民のうるおいとふれあいの場として育むため、その整備に地域住民の意見を取り入れるとともに、維持管理についても参加協力への意識の高揚に努めます。

#### ② 空港

- ・空からの眺望を考慮し、富山県の空の玄関にふさわしく、また立山連峰の景観を生かした緑化を推進します。
- ・限られたスペースでの質の高い緑化を図るため、「花だより花壇」やプランター等の充実を図ります。
- ・各種施設の拡張にあたっては、緑化の推進に努めます。
- ・空港へのアクセス道路について、花と緑の沿道景観を創出するため、地域住民とともに緑化を推進します。



富山空港 花だより花壇（富山市）

#### (\*2) 花だより花壇

季節に応じて花の植え替えが行われ、富山の四季を表現している。富山空港に配置されている。

### (3) 港湾

#### ○ 目標指標

指 標 名	現況	目標	
	H23	H28	H33
港湾緑地面積 (ha)	59	68	70

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

港湾環境と調和のとれた花と緑あふれる施設が整備されること。

#### ○ 現状と課題

- 伏木港、富山新港、富山港、魚津港などで59haの緑地が整備済みです。
- 港湾へのアクセスが容易になったことや、海洋レクリエーションへの関心の高まり等から、多くの人々が訪れるようになっています。今後も周辺の整備にあわせた、緑地の整備が求められています。



魚津港北緑地(魚津市)

#### ○ 施策の方向

- 港湾で活動する人々や訪れる人々にとって快適な空間を形成し、海や隣接する市街地などの環境を保全するとともに、港湾環境と調和のとれた景観となるよう施設整備を図ります。
- 人、物、情報の総合的な交流の場となるよう、親水性や文化性が豊かで、緑の多い施設整備を推進します。



県民公園新港の森（射水市）

#### ○ 施策の概要

- 伏木地区においては、豊かな自然性、歴史性、港の景観要素を活かした整備を推進します。
- 新湊地区においては、水と緑を生かした環日本海交流の拠点づくりをめざし、富山新港東西埋立地の緑地整備を推進します。
- 富山地区においては、水と緑、および運河の景観要素を活かした富岩・住友運河の再整備を推進します。
- 魚津港においては、蜃気楼が展望できる場、散策等憩いの場として緑地整備を推進します。
- 「県民公園新港の森」などの緩衝緑地の機能維持を図ります。



富山新港元気の森公園

(富山新港東埋立地 射水市)

## 2 公園

### (1) 都市公園

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

都市公園が都市における県民の多様なニーズに対応した花と緑の拠点として整備されること。

#### ○ 現状と課題

- ・都市計画区域(\*3)内人口1人あたりの公園面積は、平成23年度末で14.7m<sup>2</sup>あり、全国平均9.9m<sup>2</sup>を大きく上回っていますが、今後も、計画的な整備を進める必要があります。
- ・災害に強いまちづくり、少子・高齢社会、ヒートアイランド現象などに対応するため、都市公園の機能充実と整備の推進が求められています。

#### ○ 施策の方向

- ・都市における緑の拠点として、また、県民が憩い、やすらぎ、楽しむ場として、スポーツ、レクリエーション活動や創造的文化活動、自然とのふれあい活動等を幅広く利活用できるよう、公園の機能の充実と向上を図ります。
- ・県民の多様なニーズに応えるとともに、地域の自然や歴史・文化を活かした公園づくりなど、多様な公園整備を図ります。

#### ○ 施策の概要

- ・安全で楽しい子供の「遊び・学び」拠点となる花と緑があふれる公園を整備します。
- ・防災公園を積極的に整備するとともに、緑化により延焼防止機能の向上を図ります。
- ・都市の整備・再生と合わせ、都市内に必要な緑の確保を図ります。
- ・指定管理者制度を有効に活用し、新たな公園活用を目指します。

#### ○ 目標指標

指 標 名	現況	目標	
	H23	H28	H33
都市公園の面積 (ha)	1,561	1,580	1,600



富岩運河環水公園（富山市）

(\*3)都市計画区域

市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として都道府県に指定されたもの（参照：都市計画法第5条1項）。

## (2) ポケットパーク

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

人々が休息し、ふれあう場として気軽に利用できる花と緑の小空間が整備されること。

### ○ 現状と課題

- 市街地においては、花と緑のポイントとして活用できるスペースの確保に努め、歩行者など道路利用者の憩いの場、ふれあいの場として整備しています。
- 身近な小公園としての機能の発揮が期待できます。

### ○ 施策の方向

- 小規模でも、地域の人々の創意と工夫が凝らされ、人々が休息し、ふれあう場として気軽に利用できるよう、親しみのある花と緑の小空間として整備します。

### ○ 施策の概要

- 道路事業等に併せ、沿道の景観と調和した花と緑の小空間の確保に努めます。
- 地域住民の参画により、市街地の交差点や歩道において、草花や低木等を生かして特色あるまちかどづくりを推進します。
- 維持管理は、道路愛護ボランティア制度など、地元自治会等の協力を得るとともに、住民の緑化活動の場としても活用します。
- コンクールの実施などにより、優良な事例の紹介と緑化意識の高揚を図ります。



ポケットパーク（富山市）

## (3) 農村公園

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

整備された農村公園の花と緑が維持管理され、地域住民のふれあいの場として活用されること。

### ○ 現状と課題

- 都市化や混住化に対応して、農村の生活環境の整備が進められ、農村公園が整備されています。
- 農村には、地域住民が気軽に利用できるふれあいの場としての広場が少ない状況です。
- ほ場整備などにより生産性が向上した反面、田園風景が画一化しています。

### ○ 施策の方向

- 農村公園を活動拠点とした住民活動を推進し、地域ぐるみの緑化を進め、うるおいと活力ある農村を目指します。

### ○ 施策の概要

- 地域住民の協力を得て、公園の維持管理を行えるように、市町村とともに協力体制づくりと緑化運動を推進します。



農村公園（仁歩ほたるの里 富山市八尾町）

## (4) さくらの名所・文化財公園・観光地等

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

さくらの名所をはじめとした観光拠点が整備され、本県の花と緑の魅力が県内外に発信されること。

### ○ 現状と課題

- ・新幹線の開業を控え、本県の魅力をPRする新たな観光拠点が求められています。
- ・「富山さくらの名所(\*4)」は70箇所が、また、「とやま花の名所(\*5)」は51箇所が県内各地に指定されています。
- ・文化財として指定を受けた記念物は、その保存とともに地域の歴史や文化を学び、楽しく憩うことのできる環境整備が求められています。

### ○ 施策の方向

- ・本県の特色ある桜を活用した観光振興に繋がる花と緑の拠点づくりを推進します。
- ・地域の歴史や文化、花にふれあい憩う場所の保護と整備をすすめ、広く県内外に紹介し、利活用を促進します。
- ・外国人旅行客も含めた観光客が気持ちよく旅をすることができるよう、花と緑あふれる観光地の整備を推進します。

### ○ 目標指標

指 標 名	現況		目標	
	H23	H28	H33	
文化財公園の箇所数 (箇所)	22	23	26	



富山さくらの名所（常西用水プロムナード 富山市）

### ○ 施策の概要

- ・「富山さくらの名所」については、地元の保存会やさくら守が中心となって、富山らしいさくらの名所となるよう充実を図り、新たな観光拠点として県内外に発信します。
- ・「とやま花の名所」については、適切な維持管理の徹底により施設の充実を図ります。
- ・花と緑の銀行は、新幹線開業等で観光客の増加が見込まれる観光拠点において、「おもてなしフラワー事業」等により花と緑あふれる空間づくりを推進します。
- ・文化財公園(\*6)については、学習の場、憩いの場として史跡等の整備を進めるとともに、文化財を取り巻く周辺環境の一体的な保護を図りながら環境整備を推進します。
- ・さくらの名所や花の名所、文化財公園については、多くの人に訪れてもらうために、パンフレットや新聞等を活用するほか、参加型のインターネットサービス等を用いて、リアルタイムな花の見ごろ情報の提供、交流ができるシステムを導入し、季節ごとの花と緑の情報発信に努めます。

#### (\*4)富山さくらの名所

本県の桜に憩い親しむ見所として、「舟川べり（朝日町）」「松川べり（富山市）」「高岡古城公園（高岡市）」など県内の70箇所が選定されている。

#### (\*5)とやま花の名所

紅葉、桜、ツツジ、シャクナゲなど県内の「花」に憩い親しむ見所として、「あさひ城山公園（朝日町）」「富山市民俗民芸村（富山市）」など51箇所が選定されている。

#### (\*6)文化財公園

史跡、名勝等の積極的な活用を図った公園等



文化財公園（高瀬遺跡公園 南砺市）

### 3 学校等

#### (1) 幼稚園・保育所

##### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

花と緑の体験学習の場として幼稚園・保育所が整備されること。

##### ○ 現状と課題

- ・平成23年度現在、幼稚園は93園、保育所は336園あります。
- ・園児だけでは、花の育成、維持管理が困難なため、教職員や保育士の日常的作業のほか保護者や地域住民の協力が求められています。
- ・幼児期から、学習や遊びの中で花や緑に親しみながら、生き物を慈しむ心を育てることが大切です。

##### ○ 施策の方向

- ・花や緑に接する体験ができる場所として、幼児のための優しい緑化環境の整備を促進するとともに、地域の緑化推進の拠点を目指します。

##### ○ 施策の概要

- ・木登りや花摘みなど、園庭でも自然の花や緑で遊べるような緑化を促進します。
- ・アニメマンガのキャラクターをかたどった花壇など、園児が興味をもつようなユニークな緑化を促進します。
- ・私立幼稚園においては、私立幼稚園教育環境整備事業等で、花壇整備等の緑化推進を支援します。
- ・花と緑の銀行は、四季を通じた園内緑化と花と緑への関心を高めるために、「チューリップの学級づくり」や入園・卒園期等に合わせた記念植樹を促進します。
- ・緑化活動を通して、園児と保護者や地域住民との交流を促進します。
- ・保護者を含めた地域住民による花壇等の維持管理を促進するため、花と緑の銀行は、グリーンキーパーによる巡回指導などで支援します。
- ・園児が花と緑について楽しく学べるよう、紙芝居や人形劇、視聴覚機材を活用した普及啓発活動を促進します。
- ・花と緑の銀行等は、花壇コンクールの実施や表彰制度などにより優良な事例を紹介します。



速川保育園花壇（氷見市）



学校法人富山育英学園 入善幼稚園花壇  
(入善町)

## (2) 小学校・中学校

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

自然環境・緑化意識の醸成の場として、また地域の花と緑の交流拠点として整備されること。

### ○ 現状と課題

- 平成23年度現在、中学校は83校、小学校201校あり、それぞれ地域の拠点といえる場所にあります。
- ほとんどの学校には、花壇が設置されており、生徒の朝の活動時間や委員会活動によって維持管理が行われています。
- 花壇づくりや樹木の維持管理に必要な資材や人員の確保に苦慮しています。
- 少年期において情操を高め、自然や環境、緑化への意識を高めるため、学習や遊びの中で、花や緑とふれあえる学校緑化が求められています。

### ○ 施策の方向

- 児童生徒の良好な学習環境づくりとしての緑化を進めるとともに、地域の緑化推進の拠点を目指します。

### ○ 目標指標

指 標 名	現況			目標		
	H23	H28	H33			
小中学校の緑地面積(ha)	54			現状維持		

### ○ 施策の概要

- 児童生徒による花壇の植栽計画や維持管理など自主的な活動を促進するとともに、花や緑と身近にふれあうことができる学校緑化を促進します。
- 学習環境の維持と砂塵の飛散防止のため、敷地周辺の緩衝緑地の整備や地被植物の活用等を促進します。
- 花と緑の銀行は、四季を通じた校内緑化と花と緑への関心を高めるため、「チューリップの学級づくり」や入学、卒業時の記念植樹などを促進します。
- 学校が地域住民の交流拠点として利用されるよう、花と緑でうるおいのある環境づくりを促進します。
- 花と緑の銀行は、花壇等の維持管理について、花と緑のグループや地域住民の協力を得られるよう、グリーンキーパー等による巡回指導などを推進します。
- 花と緑の銀行等は、花壇コンクールの実施や表彰制度などにより優良な学校を拠点施設として紹介し、地域緑化の意識を高めます。



高岡市立南条小学校花壇（高岡市）



黒部市立若栗小学校花壇（黒部市）

### (3) 高等学校等

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

周辺環境を考慮した緑化計画により、地域社会も含めた環境づくりが推進されること。

#### ○ 現状と課題

- 平成23年度現在、県立学校の緑化面積は、55haであり、緑化面積率は、21.6%です。
- 緑化面積のほとんどは、低木や芝生による平面的緑地であり、今後は、計画的な樹種の選定・植栽により緑陰をつくるなど、立体的でうるおいある学校環境づくりを進める必要があります。
- 学校施設は他の公共施設に比べ敷地面積が大きく、また、設置箇所も多いことから地域社会にも広く影響を及ぼしているので、学校の緑化計画は、周辺地域への関連を考慮のうえ、学校全体を総合的に計画する必要があります。
- 病害虫防除や落ち葉の清掃、雪害対策など、維持管理を充実する必要があります。

#### ○ 施策の方向

- 学校敷地の適正かつ計画的な緑化と、維持管理の充実に努めます。
- 憩いとうるおいに満ち、緑によるいやし効果の高い学校環境づくりのために、地域や学校の特色を生かした質の高い緑化を推進します。

#### ○ 目標指標

指 標 名	現況	目標	
	H23	H28	H33
県立学校の緑地面積(ha)	55	現状維持	

#### ○ 施策の概要

##### ①学校敷地の緑地整備

- 校舎等の改築、改修及びグランド改修に合わせて、地被植物の活用、緑陰をつくるための立体的な植栽や周辺の植栽等の緑化を推進します。
- 学校緑化計画を見直し、学校敷地の有効な活用を推進します。
- グランド周辺の緑化により、砂塵の飛散や土砂の流出の防止に努めます。
- 学校敷地周辺の生け垣設置や駐車場等の緑化を推進します。

##### ②維持管理体制の充実

- 校庭の樹木の維持管理体制を充実し、美しい緑化を推進します。
- 簡易な維持管理の知識や技術の提供等により、生徒と教職員による自主的な維持管理を促進します。
- 大学、専修学校などに対しては、緑化の普及啓発と緑化技術の情報提供などにより、緑化環境の整備を促進します。



富山県立桜井高等学校（黒部市）

## 4 公共施設

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

県民が憩い集う花と緑の拠点として公共施設が整備されること。

### ○ 現状と課題

- ・庁舎、文化会館、体育館、病院などの公共施設は、県民サービスの場であるとともに、花と緑の拠点として、うるおいとやすらぎのある環境づくりが求められています。
- ・既存の施設では、限られた敷地内において緑化面積を増やすための創意工夫が必要です。

### ○ 施策の方向

- ・地域に開かれた明るく親しみのある公共施設として、施設の特性及び設置場所を考慮しながら、施設デザインや周辺の環境と調和した、質の高い花と緑にするため、植栽や適正な維持管理に努めます。
- ・公共施設の緑化については、ボランティアの協力を得るなど、県民参加による維持管理を促進し、緑化や文化面での交流拠点づくりを推進します。



高志の国文学館（富山市）  
平成24年7月6日開館

### ○ 施策の概要

#### ① 庁舎等

- ・緑化のモデル施設として、地域の特徴を生かした樹種、草花を植栽するなど創意工夫して、緑化を推進します。
- ・庁舎ロビーや廊下等は、鉢植えやプランターなどを活用し、うるおいのある施設づくりを推進します。
- ・樹木や草花の維持管理に関する情報を提供し、施設管理者や職員の緑化意識の高揚を図ります。

#### ② 社会教育施設

- ・建物の意匠や周辺環境との調和を図りながら、地域の文化の拠点としての雰囲気づくりの面からも、質の高い緑化を推進します。
- ・住民に身近な公民館などにおいては、地域に親しまれる緑化を進めるとともに、緑化活動の場所としての活用を促進します。

#### ③ 体育施設

- ・一人ひとりの目的・好みに応じてスポーツを楽しめる環境をつくるため、花や緑にあふれた環境の中で、スポーツや健康づくりなどの交流ができる施設づくりを推進します。
- ・選手や観客等がともに憩い安らぐことができるよう、創意工夫により限られたスペースを有効に活用して、館内外の緑化に努めるとともに既設の植栽帯の適正な維持管理に努めます。

### ○ 目標指標

指 標 名	現況			目標		
	H23	H28	H33			
公共施設の緑地面積割合 (ha)	20%以上			現状維持		

#### ④社会福祉・医療施設

- ・入所者等にとって、心身ともに回復できる憩いとやすらぎのある快適な環境であるとともに、地域に開かれた明るく親しみのある施設づくりをめざし、景観や環境に配慮した緑化を推進します。
- ・リハビリテーション効果を高め、早期の社会復帰を促すため、緑の小路や築山、花壇、ベンチなどを配置した緑地や庭園を設けるなど、親しみある緑化を推進します。
- ・入所者が、花と緑にふれあい親しみ、花と緑のいやしの効果が活用できるよう、ボランティア団体との連携と協力も得ながら緑化活動を促進します。
- ・施設の機能に配慮しながら、待合室、廊下などに花鉢や観葉植物を設置するなど、施設内にうるおいとやすらぎのある空間を創出します。

#### ⑤衛生施設

- ・緩衝緑地帯の適正な維持管理を図るとともに、周辺の景観と調和するように整備を推進します。
- ・浄化センターの施設整備にあたっては、その周辺に花と緑を活用した公園、芝生広場等の整備を推進します。

#### ⑥県営住宅

- ・快適でゆとりのある居住環境を創出するために、地域の特徴を生かし、植栽帯を適正に維持管理するなど、緑豊かな団地づくりを推進します。
- ・入居者が花と緑に親しみ安らぎを感じられるよう、接地型の1階住戸専用の庭や、住棟内に設けられた植栽のできるオープンスペースにおける、入居者の自主的な緑化活動を推進します。

## 5 家庭

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

各家庭での緑化活動が活発に行われ、地域の緑化活動の原動力となること。

### ○ 現状と課題

- ・持ち家率、住宅敷地面積、住宅延べ面積などが全国でトップクラスであるなど、全国的にも優れた居住水準を有しています。
- ・緑化意識の高まりやガーデニングの定着もあり、自宅前やベランダに花壇やプランター、花鉢などを設置している家庭が多いなど、緑化活動は活発になっています。
- ・単身世帯が増加しており、単身者が主体となって行う緑化活動が求められています。
- ・家庭での緑化活動が盛んになっていることから、緑化情報の提供などソフト面の支援が求められています。

### ○ 施策の方向

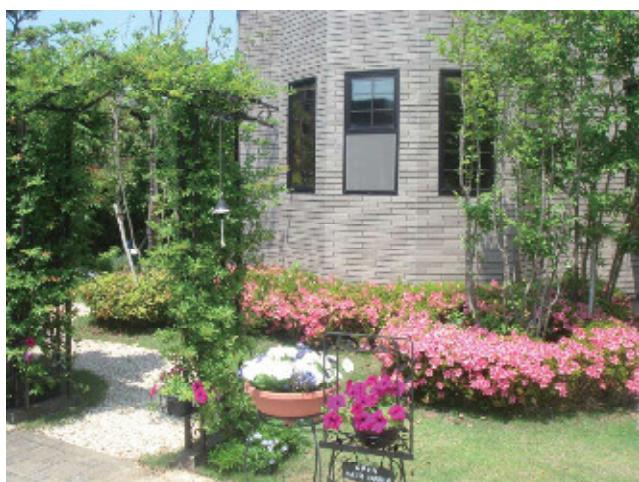
- ・家庭の緑化は、花と緑の地域づくりをすすめるうえでの原点であることから、自発的な緑化活動を促進するために積極的な普及啓発や支援を行います。
- ・個人が気軽に楽しめる緑化活動の普及に努めます。



家庭の緑化（富山市）

## ○ 施策の概要

- ・個人住宅の庭やベランダなども地域の重要な緑化空間と位置づけ、居住者だけでなく道行く人も楽しめるような花づくりや生け垣の高さを工夫するなど、花と緑の協定等により家庭緑化を促進します。
- ・やすらぎとうるおいある空間を演出するため、室内にも切り花や花鉢を飾るなど、花と緑のある生活を促進します。
- ・県民の自主的な活動をより一層促進するため、「通りに一鉢、窓辺に花を」「冬にも花のある暮らし」など、具体的な緑化運動を展開します。
- ・個人でも気軽に始められる「ベランダ緑化」「プランター栽培」などの簡素な緑化活動を促進します。
- ・花と緑の銀行等は、家庭の花壇コンクールの実施やテレビ、ラジオ、広報誌、パンフレット、緑化イベントなどを通して、優れたアイデアやユニークな事例を紹介することにより、緑化活動を促進します。
- ・花と緑の銀行等は、県民がいつでも気軽に花と緑の情報や園芸指導が得られるよう、各種の広報やインターネットによる情報の発信、相談窓口の充実、花と緑の指導者の活動の充実により、各家庭の花と緑のある生活づくりを支援します。
- ・在宅で介護を受けている高齢者等が、花と緑の効用を活用できるよう、指導者の育成や普及啓発を推進します。



家庭の緑化（滑川市）

## 6 民間施設等

### (1) 工場

## ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

工場敷地及びその周辺において、地域環境と調和した緑地が整備されること。

## ○ 現状と課題

- ・平成 23 年度現在、県内の特定工場の緑化面積は約 582ha です。
- ・工場立地法により、特定工場については、新增設をする場合、敷地面積に対して原則 20%以上の緑地を確保することとされています。
- ・非特定工場や既存工場についても地域環境との融和の観点から、自主努力による工場敷地の緑化が求められています。
- ・工場周辺の地域環境との調和や工場における就労環境改善のための緑化が求められています。

## ○ 施策の方向

- ・緑化に関して、企業間の情報交換や研修会の機会を設け、緑化意識の高揚や技術の向上を図ります。
- ・地域の環境と調和し、エコロジーにも配慮した緑化手法により、野鳥なども生息するようなアインダストリアルパーク（工場公園）の創出を図ります。

## ○ 目標指標

指 標 名	現況	目標	
	H23	H28	H33
工場の緑地面積 (ha)	582	596	611

## ○ 施策の概要

- ・企業の緑化担当者などを対象に、工場立地法に基づく工場緑化について指導・助言し、工場緑化の普及を推進します。
- ・地域と調和した緑化を進めるため、環境に適した樹種や市町村の木・花木の植栽など、適切な緑化計画の策定や花と緑の協定の締結を促進します。
- ・複数の工場が集中している工業集合地の緑地の設置について、周辺地域の生活環境と調和するよう、効果的な緑地の整備を促進します。
- ・経済産業省、(財)日本緑化センター等の表彰制度により緑化優良工場を表彰し、緑化意識の高揚を図ります。
- ・「富山県企業立地助成金」や、「中小企業向け制度融資」等の活用により、緑地を設置しようとする工場や工業団地に対し支援します。



富士ゼロックスマニュファクチャリング（株）  
(滑川市)

## (2) 商店街・ビル等

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

商店街において、まちの顔として魅力ある空間が整備され、地域全体として緑化の取組みが行われること。また、ビルにおいては、屋上緑化や壁面緑化等によりうるおいのある街並みづくりが推進されること。

### ○ 現状と課題

- ・商店街では、アーケードや街路灯などの施設整備による活性化が進められていますが、緑化の取組みが少ないとから、まちの顔としての魅力ある空間の創造のため、花と緑の活用が求められています。
- ・一部の商店街は、経済効率の観点から土地の高度利用や細分化が進んでいますが、近年、全体的な景観やアメニティへの配慮がなされており、緑化スペースの確保も進められています。
- ・商店街においては、空き店舗の発生や来街者の減少などが生じていることから、商店街を含む地域全体としての緑化の取組みが求められています。
- ・車社会の進展などによる消費者の行動形態の変化などに伴い、店舗の郊外立地、大型化が進んでおり、屋外景観やアメニティへの配慮が求められています。
- ・ビルの敷地や屋上、壁面には緑が少なく、人工的構造物にありがちな硬いイメージを与えており、花や緑を取り入れたうるおいある街並みづくりが求められています。
- ・遊休地は、地域における緑化活動の場として活用されるなど、環境美化運動とも連携した対応が求められています。
- ・遊休地の活用にあたっては、土地所有者の理解と協力が必要であり、所有者、地域住民、行政などの関係者の合意形成が必要です。

## ○ 施策の方向

- ・花と緑を生かし、まち歩きを楽しめる、快適でうるおいのある商店街づくりを促進します。
- ・花と緑の協定やまちづくり協定、商店街協約などを制定することにより、まちぐるみで取り組む緑化を促進します。
- ・うるおいあるオープンスペースを確保するため、都市づくりと連携したビル緑化を促進し、花と緑による美しい都市景観の形成を図ります。
- ・遊休地については、花と緑の空間として活用ができるということを普及し、土地所有者、地域住民、関係機関との協議のもとで、適正な管理と緑化の推進について理解を求めます。



砺波駅前商店街における緑化（砺波市）

## ○ 施策の概要

- ・花と緑の協定や緑化モデル地区の設定などにより、まちづくりの観点で商業者と非商業者が協同して取り組む緑化運動を支援します。
- ・アーケードの支柱、店先空間を活用したプランターの配置など、花と緑による街並み景観の演出を促進します。
- ・パーティオ(\*7)やポケットパークの整備など、快適さに富んだ歩いて楽しい商店街づくりを支援します。
- ・人の滞留を促す工夫ある街路樹の配置など、花と緑に対する意識啓発や指導を行います。
- ・郊外などの新たな商業集積の展開にあたっては、緑地帯の確保や敷地内の植栽など、周辺の街並みづくりとの調和を図ります。
- ・花と緑の銀行等は、優良な商店街の緑化事例をインターネットやパンフレット等により紹介するとともに、コンクールや表彰により、意識の啓発を図ります。
- ・市街地再開発事業などの都市づくりと連携した緑化を促進します。
- ・景観条例に基づく大規模行為の届出制度により、緑化に努めます。
- ・うるおいある景観をつくるとともにヒートアイランド現象を和らげるために、ベランダや壁面、屋上等のビル緑化を促進します。
- ・遊休地等が地域緑化にも活用できるスペースであるという認識を広めるために、市町村や花と緑の銀行、関係機関と連携・協力して所有者や地域住民の意識の啓発に努めます。
- ・周辺環境の景観を損なわないよう、所有者等の自主的な緑化を促進するため、意識の啓発を図ります。

(\*7)パーティオ

南欧風の、塀に囲まれた中庭



総曲輪フェリオにおける緑化（富山市）

## II 花と緑のベルト

### 1 みち

#### (1) 国道・県道・市町村道・サイクリングロード

##### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

道路景観が花と緑にあふれ、快適で親しみのもてる街路空間として、整備、維持管理されること。

##### ○ 現状と課題

- ・県管理道路では、歩道、中央分離帯を中心に緑化を進めており、緑化延長は平成23年度末で、234kmです。
- ・緑あふれる道路景観は、日常生活にうるおいを与える重要な要素であり、地域の特色を生かし、景観や快適性を重視した整備と適切な維持管理が求められています。
- ・街路樹の成長、繁茂により信号や標識が見えにくくなりことがあります、交通安全上の配慮が求められています。
- ・市町村道は幅員の狭い道路が多く、緑化スペースが少ない状況です。

##### ○ 施策の方向

- ・とやまのみちを美しく魅力あふれ、文化的でゆとりとうるおいある環境にするため、「新とやまのみちBIG作戦(\*8)」を推進し、量だけでなく質的な向上にも努めます。
- ・都市における環境の向上を目指し、住民の憩いの場、コミュニケーションの場として快適で親しみのもてる街路空間を形成します。
- ・道路の緑化にあたっては、地域住民の理解と協力を得て推進します。
- ・市町村道では、地域の緑化計画に基づき、地域の歴史、文化、自然を生かした道路緑化を促進します。

##### ○ 施策の概要

- ・「道路愛護ボランティア制度」や花と緑の銀行事業等の活用により、地域住民と行政等の連携、協力を図り、花と緑による景観や快適性を重視した道路の緑化を推進します。
- ・駅など交通結節点から主要観光地までのアクセス道路や市街地のメイン通りなどを美しく魅力あふれ文化的でゆとりある環境にするため、「新とやまのみちBIG作戦」をはじめ各種事業により道路緑化を積極的に推進します。
- ・地域の特性を生かした、魅力あるまちづくりを推進するため、シンボルロードの整備を推進します。
- ・維持管理については、地域密着型のふれあいの場として活用を図るため、地域住民の意見を取り入れるとともに、住民の参加協力への意識の高揚に努めるなど、地域と行政が連携、協力して推進します。
- ・街路樹により、交差点等での車、人、信号や標識が見えにくくなることのないよう、植栽樹種の選定に配慮するとともに、剪定等の適切な維持管理を行います。

##### ○ 目標指標

指 標 名	現況			目標		
	H23	H28	H33			
県管理道路の緑化延長(km)	234	242	250			



道路緑化（富山市）

\*8)新とやまの道BIG作戦

「きれいで魅力のあるとやまのみち」を目指し、Beautiful(景観の向上)、Identity(個性を活かす)、Green(緑化)の観点を重視するとともに、高齢者や障害者にやさしいバリアフリー化を行う道路整備。

## (2) 農道

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

農道沿線の緑化が農村の生活環境の向上に寄与し、維持管理されること。

### ○ 現状と課題

- 農道は、農産物流通の効率化を図るために整備されていますが、生活道としての役割も担っており、農村の景観に配慮した沿道緑化が求められています。

### ○ 施策の方向

- 農村の生活環境の向上を図るため、地域ごとの特色ある農村文化の継承や景観に配慮した農道の緑化に努めます。

### ○ 施策の概要

- 路肩やのり面の地被植物の植栽等、地域住民の自主的な維持管理が促進されるよう、市町村とともに協力体制づくりに取り組み、緑化活動を支援します。



ラベンダーを使った農道緑化（南砺市）

## 2 水辺

### （1）河川・ダムなど

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

うるおいとやすらぎのある空間として、周辺の景観や自然生態系に配慮した河川及びダム周辺の環境整備が推進されること。

### ○ 現状と課題

- 平野部では、多様な土地利用と治水対策等のため、必ずしも自然度の高い水辺環境を保っているとは言えませんでしたが、近年は、河川環境の整備と保全を目的のひとつとして、総合的な河川整備を進めています。
- 雨水排水などを目的とする都市水路は、三面コンクリート水路や暗渠などが中心で、住民が水と親しみにくい構造となっています。
- 河川、ダムの整備においては、治水・利水機能に加え、その周辺の多様な自然環境や水辺空間がうるおいのある生活の舞台としての役割を期待されるようになってきています。
- 水辺は、水と緑の貴重なオープンスペースとして、生活にうるおいとやすらぎをあたえるとともに、地域の景観形成や余暇の有効利用に重要な役割を果たすことから、水辺の環境整備が求められています。

### ○ 施策の方向

- うるおいとやすらぎのある空間として、周辺の景観や自然生態系に配慮した河川及びダムの整備を推進します。
- 良好な水環境の維持・回復など、都市水路に求められている新たな役割を積極的に果たします。

---

#### (\*9) ふるさとリバーボランティア支援制度

本県が管理する河川において、地域住民、団体が行う河川美化及び愛護活動（稚魚の放流等）に対して支援や表彰を行うもの。

## ○ 施策の概要

### ①河川

- ・河川改修事業により、地域の特性や緑化に配慮した水とふれあえる護岸を整備するとともに、生物の生息・生育環境や自然環境に配慮した多自然川づくりを推進します。
- ・地域の魅力を活かした水と緑あふれる水辺空間の形成を図ります。
- ・河川敷を花壇づくりなどの緑化活動の場として開放し、地域の緑化、美化の一助とするとともに、よりいっそう地域の河川に愛着心をもち親しんでもらうため、「ふるさとリバーボランティア支援制度(\*9)」を活用し、地域の住民や団体が行うさまざまな河川愛護ボランティア活動を積極的に支援します。

### ②都市水路

- ・「新世代下水道支援事業制度(\*10)」により、市街地を流れる公共下水道雨水渠や都市下水路等の整備にあたっては、まちなかの緑豊かなせせらぎを復活するため、水路周辺の植栽・芝張りを行うとともに、遊歩道や親水護岸等の整備を促進します。

### ③ダム

- ・舟川生活貯水池については、のり面の緑化など環境に配慮した整備を推進します。
- ・境川ダム、朝日小川ダム、大谷ダムなど、水と緑に恵まれた空間を活かして、人々が交流したり、憩えるような施設を整備した箇所について、地元市町村と連携し、適正な維持管理に努めます。

## (2) 農業用用排水路など

## ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

周辺の環境に調和し、安全で親しみのある親水施設が整備され、うるおいとやすらぎのある自然豊かな水辺空間が形成されること。

## ○ 現状と課題

- ・農村では、合理性や経済性を重視し、農業用用排水路を整備してきましたが、それまでうるおいと安らぎを与えてくれた農業用水の面影が消え、本来水路が有していた親水機能や水辺の自然が失われつつあります。

## ○ 施策の方向

- ・地域の農業生産基盤や施設としての機能を損なわないよう配慮しつつ、周辺の環境に調和し、多自然工法を取り入れた水路景観の整備や水辺の緑化を推進します。
- ・安全で親しみのある親水施設の整備を進め、うるおいとやすらぎのある自然豊かな水辺空間の形成を目指します。

## ○ 施策の概要

- ・用排水路等の美観を損ねる雑草の繁茂を抑制するため、地域住民が共同で実施する地被植物の植栽等の活動に対して支援します。
- ・地域における用排水路施設への生態系の保全、復元を支援します。
- ・地域住民による、水路、ため池の生き物調査により、水辺への親近感の拡大を図るよう啓発活動を支援します。



農業用水緑化（砺波市）

(\*10)新世代下水道支援事業制度

下水道に従来の排水処理以外の役割を負わせることを意図した国土交通省の事業。具体的には、下水処理水の再利用、下水処理水の熱やバイオマスの有効活用、こうした取組みを行う自治体への支援が挙げられる。

## ○ 目標指標

指 標 名	現況	目標	
	H23	H28	H33
「農地・水・環境」の協定集落数(*11) (集落)	895	910	930

(\*11) 「農地・水・環境」の協定集落数

農水省の「農地・水保全管理支払交付金実施要綱」にいう、地域の農地・農業用水等の資源の保全管理や農村環境の保全などの活動を行うことを目的として設立された、「活動組織」及び「農地・水・環境保全組織」を構成する集落の合計。

なお、「活動組織」は集落等から構成され、組織の代表者と市町村長が協定を締結することによって、設立される。また、「農地・水・環境保全組織」は、比較的大規模なエリアを活動対象区域とし、集落又は活動組織及びその他関係者間で、「農地・水・環境保全協定」を締結し、市町村長から当該協定の認定を受けることによって、設立される。

今回、目標指標として挙げた「農地・水・環境」の協定集落数とは、市町村長と協定を締結している「活動組織」を構成する集落数及び「農地・水・環境保全組織」として、市町村長から認定された「農地・水管理保全協定」に参加する集落数のことである。

本県における「活動組織」及び「農地・水・環境保全組織」の具体的な取組み内容としては、「福田南部地域資源保全向上活動委員会」(活動組織)が、草刈りの軽減と景観形成のために、農道や水路法面にスイセンを植栽するもの。「砺波市東野尻地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会」(農地・水・環境保全組織)が、景観形成のため、農道沿いにフラワーポットを設置するものが挙げられる。

## 3 海辺

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

水と緑が調和した、県民が親しめる海辺空間及び災害防止機能も考慮した海岸林が整備されること。

### ○ 現状と課題

- 平成22年度末現在、本県の海岸保全施設の整備率（海岸整備率）は80.6%であり、近年は、海岸の防護だけでなく環境の保全や利用に配慮した海岸整備を進めています。
- 富山湾の魅力と資源を生かし、親水機能の増進、自然・生物環境にも配慮した美しく快適な海洋・沿岸域の創出が求められています。
- 飛砂、潮風、強風等による被害の軽減など海岸防災林の重要性が再認識されています。
- 日本古来の海岸風景である白砂青松の海岸が少なくなってきています。
- 漁港施設整備にともなう漁港機能の充実に加え、漁港及び隣接海岸において緑地や公園施設が整備されています。
- 住民等が親しみやすく利用しやすい憩いの場となるよう、より一層花や緑の景観や親水性に配慮した漁港の環境整備を進める必要があります。また、整備や維持管理においては、住民等の参加が求められています。



海岸林（入善町）

## ○ 施策の方向

- ・水と緑が調和した海岸環境を創出し、県民が親しめる海辺空間の整備を図ります。
- ・海岸林の維持・造成に努め、海岸の保全を図ります。
- ・漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観保持、美化を図り、漁業関係者や漁港利用者に快適で潤いのある場を提供するような漁港環境を形成します。

## ○ 施策の概要

### ①海岸

- ・白砂青松の海岸を保全するとともに、飛砂、潮風、強風等の災害を軽減・防止するため、治山事業等により海岸林の整備を推進します。
- ・海岸は、多様な生き物の生息・生育や産卵の場となっていることから、工法の選定にあたっては、その生息・生育の場となりうる離岸堤や潜堤、人工リーフを採用する等、藻場を含むその生息・生育環境の保全に努めるとともに、海岸植生の自然回復を図ります。
- ・海岸林やハマナス等の貴重な海浜植物の保全対策を充実するため、市町と連携し、海岸利用者のマナー向上のための普及啓発活動などを推進します。

### ②漁港

- ・漁港施設の修景緑化や住民等の憩いの場としての緑地公園等を整備し、景観の保持・美化を図り、快適でうるおいのある漁港環境づくりを推進します。

## ○ 目標指標

指 標 名	現況		目標	
	H23	H28	H33	
漁港緑地面積 (ha)	10	16	16	
海岸林整備延長 (m)	5,028	6,178	6,700	

## III 花と緑のエリア

### 1 身近な花と緑の保全と育成

#### (1) 市街地と周辺の緑の保護と活用

## ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

市街地とその周辺の自然環境と開発行為のバランスに考慮し、地域の貴重な自然環境の保全が図られること。

## ○ 現状と課題

- ・呉羽山や二上山など、市街地の自然景観を維持し、樹林地等の緑の保全を図る区域を「風致地区」として指定し、条例で建物や宅地造成、木材の伐採等の規制を定めています。
- ・近年の都市化の進展などに伴い緑地や動植物が減少し、身近な自然が徐々に失われつつあります。
- ・市街地化が進展する一方で、住民の中に身近な自然の大切さを再認識し、保全しようとする意識が高まっています。
- ・県民による自然環境保全のための自主的な取組みがなされています。また、ビオトープ(\*12)に配慮した開発事業も徐々に実施されてきています。

## ○ 施策の方向

- ・市街地等に現存する自然環境を維持するため、各種開発行為との調整を図りつつ、保全すべき緑地の指定や、緑の環境の減退がないよう、関係法令の適正な運用に努めます。
- ・残された自然環境を保全するとともに、新たなビオトープを造成します。

#### (\*12)ビオトープ

その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、整備された野生生物の生息・生育空間を指すことが多い。

## ○ 施策の概要

- ・風致地区においては、その保全のため、標識版の設置を通じて周知を図るとともに、「富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例」、「高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例」により建築物等の適正な規制・誘導を推進します。
- ・都市計画において、市街地の計画的な発展の中で、特に維持・保全が必要な緑地については、その保全施策を推進します。
- ・公園、学校などの公共施設、民間施設において、トンボ池、チョウの花園、小鳥の森など、ビオトープの造成を促進します。
- ・社寺境内、屋敷林、平地林、個人庭園など生物の生息にとって重要な緑地の保全を図ります。
- ・開発行為等においては、積極的にビオトープの保全、回復、創造を進め、身近な自然の保全、生物の多様性の確保を図ります。



ビオトープ（自然博物園ねいの里 富山市婦中町）

## (2) 田園空間の保護と育成

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

屋敷林(\*13)や社寺林などの農村景観が、地域住民の理解と協力により保全が図られること。



屋敷林（砺波市）

## ○ 現状と課題

- ・屋敷林は、近年の生活様式の変化により減少傾向が続くとともに、住宅団地の造成、工場の建設など都市的土地区画整理事業の拡大により、緑と水の織りなす田園風景が変貌しつつあります。
- ・屋敷林・散居村(\*14)等から形成された散居景観は、我が国を代表する農村の原風景のひとつであり、後世に残すべき財産です。
- ・社寺林についても、都市化など周辺環境の変化により衰退が見られます。
- ・平野に広がる農地と山々の樹木と調和した水と緑豊かな農村集落の環境を維持している土地改良施設の適切な整備や更新が求められています。
- ・適切な農業生産活動が行われることにより維持される緑豊かな農村景観に対する県民の認識や関心が高まりつつある一方、農村を取り巻く環境の変化により不作付け地や遊休地がみられます。
- ・転作田を活用して、レンゲ等のみづ源植物や景観作物が栽培され、養蜂振興や景観美化に役立っています。
- ・棚田地域は、農業生産の場だけでなく、県土の保全や水資源のかん養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能を有していますが、近年、過疎化や耕作放棄地の増加により、棚田の保全が危惧されています。
- ・花と緑の田園空間の形成に対する県民の関心が高まっています。

---

### (\*13)屋敷林

吹雪や風雨、夏の日差し等を防ぐために、家屋の周りに植えられた樹林（落ち葉や小枝は、古くから燃料として活用）。

### (\*14)散居村

屋敷林で囲まれた家々が平野に点在する集落形態。

## ○ 施策の方向

- ・所有者や地域住民の理解と協力を得ながら、住民内発型の取組みにより屋敷林と社寺林の保全を促進します。
- ・土地改良施設は、水と緑あふれる施設として期待されていることから、改修等の実施にあたっては、周辺の自然環境に配慮した水辺空間の形成を目指します。
- ・緑豊かな農村景観を維持していくため、適切な土地利用計画の策定による優良農地の確保や作物の計画的な作付けを目指します。
- ・地域の実情に即し、遊休地や転作田を活用し、花と緑の景観を保全、向上する作物の栽培を促進します。
- ・棚田地域の多面的機能の維持や集落の活性化を図るため、地域住民が行う保全活動を支援するとともに、都市住民の参加を促進し、棚田の保全に努めます。



散居村（砺波平野）



棚田（氷見市）

## ○ 施策の概要

- ・屋敷林保全のための普及啓発冊子の作成やシンポジウムの開催などにより、屋敷林等の機能や価値、歴史等について理解を深めることで、住民内発型の取組みによる保全を推進します。
- ・地域の自然植生を色濃く残した社寺林を後生に引き継ぐために、地域住民にその重要性を普及啓発するとともに、特に貴重な社寺林については、文化財や保存樹の指定により保存します。
- ・屋敷林、社寺林の主要樹種であるスギの保全、育成にあたり、無花粉スギの植栽を進めるために必要となる苗木の生産を推進します。
- ・水と緑が織りなす農村景観の保全・創出のため、土地改良施設の改修等にあたっては、自然環境に配慮した整備を推進します。
- ・「農業振興地域整備基本方針」の適切な運用による優良農地の確保や計画的な土地利用の推進などによる不作付け地の抑制に努めます。
- ・転作の活用による、レンゲ等のみつ源植物栽培や地域の実情に即して景観作物の植栽を促進し、田園空間の維持、形成を推進します。
- ・棚田オーナー制度やボランティア活動、体験農園活動、耕作放棄地等利活用活動などの棚田保全活動を推進し、棚田の保全に努めます。



棚田オーナー制度（南砺市相倉）

### (3) シンボル樹木の保全

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

巨樹・名木など地域のシンボル樹木が地域住民の理解と協力により、保全が図られること。

#### ○ 現状と課題

- ・文化財として指定された天然記念物のうち、植物では国指定が6件、県指定が40件、市町村指定が121件あります。
- ・天然記念物の植物については、広く一般に公開することを目的として、保存修復などが行われていますが、今後ともこの貴重な植物を保護する必要があります。
- ・巨木・名木保全調査では、巨木(幹周り3.0m以上)は約1,200本あり、その多くが古くから地域住民に親しまれてきています。

#### ○ 施策の方向

- ・天然記念物として指定された樹木の保存修復を適切に行います。
- ・地域ぐるみの保全が図られるよう、普及啓発を推進します。

#### ○ 施策の概要

- ・地域のシンボルとなる樹木については、必要に応じ「天然記念物」や「保存樹木」に指定するとともに、保存修理が必要な天然記念物等の適切な処置を図ります。
- ・天然記念物指定樹木等については、文化財保護パトロール等の巡回体制の充実を図り、現状把握や情報収集に努めます。
- ・巨木・名木等の樹勢回復や保全に携わる「樹木医」との連携を強化します。また、サクラの保護育成に携わる「さくら守」の活動を支援します。
- ・所有者や地域住民の理解を深めるとともに、広く県民に意識啓発を図るため、関係機関によりパンフレットやガイドブックを作成配布します。

## 2 自然環境の保全と森林整備

### (1) 貴重な自然の保全

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

貴重すぐれた富山県の自然環境を保全し、将来へ継承されること。

#### ○ 現状と課題

- ・「自然環境保全基礎調査」によると、植生自然度10又は9(自然度の高い天然林及び自然草原)の地域が県土に占める割合が30.0%で、全国平均の19.1%よりも高く、貴重な自然環境が多く残されています。
- ・優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国立公園2箇所、国定公園1箇所のほか、県立自然公園6箇所が指定されています。
- ・貴重な自然環境を保全し、次の世代へ引き継いでいくため、県自然環境保全地域が11箇所指定されています。
- ・開発や乱獲、里地里山における人間活動の縮小、外来種の侵入等の影響により、生物多様性の損失が懸念されており、絶滅及び絶滅のおそれのある野生生物は約900種に上っています。

#### ○ 施策の方向

- ・貴重すぐれた富山県の自然環境を保全し、将来へ継承していきます。



立山弥陀ヶ原大日平（中部山岳国立公園）

## ○ 施策の概要

- 立山一帯の植生モニタリング調査を継続的に実施するとともに、貴重な自然環境の保全を図ります。
- 山岳地トイレの整備、ごみの適切な処理等により自然環境の保全を図ります。
- 自然環境保全地域の現況を把握し、引き続きその保全に努めるとともに、必要に応じて新たな自然環境保全地域の指定を行います。
- 自然保護意識の高揚のため、自然保護指導員やナチュラリスト(\*15)による現地での指導や自然解説活動を効果的に実施します。
- 自然環境指針による適切な開発事業の指導・助言を行い、多様な自然環境の体系的な保全を推進します。
- 県版レッドデータブックをもとに、県内の稀少動植物の保護等を図ります。
- 生物多様性地域戦略(\*16)を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各種取組みを進めることにより、人と自然とが共生する社会の実現を目指します。

## ○ 目標指標

指 標 名	現況	目標	
	H23	H28	H33
県定公園面積(ha)	16,829	現状維持	
自然公園面積(ha)	125,554	現状維持	
自然環境保全地域面積(ha)	624	現状維持	
植生自然度(%)	30	現状維持	

### (\*15)ナチュラリスト

自然解説員。本県では、自然公園等の来訪者に、自然への愛情と自然保護の重要性を認識してもらうことを目的に、昭和49年に地方自治体としては全国で最初にボランティアによる自然解説員制度を創設した。

### (\*16)生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。

## (2) 森林の整備

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

県民全体による、とやまの森林の整備・保全が推進されること。

### ○ 現状と課題

- 森林は、県土の約67%（面積285千ha）を占めており、木材生産の場であると同時に、水源かん養や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化防止や生物多様性の保全など重要な役割を担っており、森林の有する多面的機能に対して期待が高まっています。
- 手入れの不十分な人工林や利用されなくなった里山林は依然として多く、また、放置された竹林が拡大し、周辺の森林の生育を阻害していることやカシノナガキクイムシなどによる森林被害が発生していることから、森林のもつ公益的機能等の低下が懸念されています。
- 平成19年から「水と緑の森づくり税(\*17)」を導入し、里山林や混交林の整備を進めてきており、今後とも計画的な森林整備を進め、特に竹林の拡大防止や野生生物との棲み分けなどを目指した森林整備を適切に推進していく必要があります。
- とやまの森づくりサポートセンターに登録し、森づくり活動に取り組む団体、企業が増えており、活動の一層の推進とボランティア活動の継続、定着が求められています。
- 森林の有する公益的な機能を確保するための保安林は196千haで森林面積の69.1%を占め、今後もその機能の維持が必要です。

### (\*17)水と緑の森づくり税

本県において、森林を全ての県民の財産として、県民全体で支え、次の世代に引き継いでいくための財源として、平成19年度より県民税の均等割への超過課税方式を採用し、導入したもの。当初、課税期間は平成23年度までであったが、平成28年度まで延長された。

## ○ 施策の方向

- ・県民全体でとやまの森を支えることを基本に、森林の整備、保全を推進します。
- ・森林の整備、保全にあたっては、天然林を人家周辺の「里山林」と自然の推移に委ねる「保全林」に、人工林を木材生産の「生産林」と水土保全等を担う「混交林」に区分し、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを推進します。
- ・保安林の機能を維持向上するための森林の整備等を推進します。

## ○ 施策の概要

- ・長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進するため、地域森林計画を作成するとともに、市町村森林整備計画や森林経営計画の策定を支援します。
- ・森林総合情報システム（森林GIS）を活用して、とやまの森の情報を整理し、インターネット「とやまの森づくりホームページ」を通じて県民に情報提供します。
- ・森林整備の必要性についての理解を醸成するための普及活動を展開します。また、とやまの森づくりサポートセンターを通じたボランティア団体等への活動支援を行い、県民参加による森づくりを推進します。
- ・「里山林」については、地域住民等が策定した「里山管理利用計画」に基づき実施する森林整備を支援します。
- ・「保全林」については、自然の推移により成熟した天然林を目指し保全・保護します。
- ・循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置き、公益的機能の維持増進と両立する整備を推進します。
- ・カシノナガキクイムシの被害跡地では、実のなる木を植栽し、公益的機能の確保や景観の保全、野生動物の餌場の確保などを図ります。
- ・「混交林」については、手入れ不足で過密となつた人工林や風雪被害を受けた人工林、竹林が侵入した人工林等を、スギと広葉樹が混在する森林に誘導し、県民参加により整備します。

## ○ 目標指標

指 標 名	現況			目標		
	H23	H28	H33			
森林整備面積(累計) (ha)	27,302	36,000	45,000			
里山林の整備面積(累計) (ha)	1,296	2,600	3,900			
混交林の整備面積(累計) (ha)	693	1,500	2,100			
県民参加による森づくりの年間参加延べ人数(人)	10,775	12,000	13,000			
保安林の面積	196,438	197,088	197,588			



地域住民による里山林整備（富山市婦中町）



雪崩から施設を守る保安林（南砺市）

## IV 花と緑をはぐくむ活動

### 1 維持管理

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

地域の花と緑が各世代の参加により地域ぐるみで維持管理されること。

#### ○ 現状と課題

- ・地域における花壇づくりは、その造成はもとより、維持管理に花と緑のグループが活躍していますが高齢化が進み維持管理作業に伴う負担が増してきています。
- ・公園や街路、公共施設等の花と緑は確実に増えていますが、今後は、これら花と緑の質的向上と維持管理が重要です。
- ・花と緑の銀行等が中心となって、花と緑のグループや県民に対して、維持管理に必要な情報の提供等の支援を行っていますが、その重要性が増しています。
- ・ガーデニングの定着等により、品目の多様化が進む中で、種苗供給に限らず、維持管理面においても、生産者と花と緑のグループ等との幅広い連携、協力が求められます。
- ・毎年大きくなる樹木等は、場所によっては大きくなり過ぎた場合の管理が重要となってきます。
- ・花壇づくりでは、一年草が多く使われていますが、維持管理の労力の負担が小さい宿根草等の利用が求められています。



宿根草主体の花壇（射水市）

#### ○ 施策の方向

- ・公共施設をはじめ、地域花壇等の維持管理に対する県民の積極的な参加を促進します。
- ・地域単位の花と緑の維持管理を確実にするため、生産者や園芸店、花と緑の指導者、花と緑のグループ等、地域の緑化を担う人々の連携システムの整備を進めるとともに引退世代や若い世代の参加を促進します。
- ・花壇づくりには、宿根草や花木の使用比率を高めるなど維持管理の省力化を図ります。

#### ○ 施策の概要

- ・行政が進める緑化にあたっては、計画段階から維持管理まで可能な限り県民や企業の参画を得て推進します。
- ・各種の花と緑のコンクールの顕彰制度により、優良事例を表彰するとともに模範事例を広く紹介するなど、地域住民の自主的な維持管理が進むよう、普及啓発を行います。
- ・花と緑の銀行は、維持管理技術の向上のため、講習会や花と緑の指導者による指導を行います。
- ・花と緑のグループ等生産者との情報ネットワーク化を進め、維持管理等の技術指導面でも連携協力ができる体制を確立します。
- ・緑化イベント等は、生産者や園芸店、花と緑の指導者、花と緑のグループの参加と協力のもと開催し、世代の枠を超えた情報交換や交流の場として活用します。
- ・花と緑の銀行は、花壇づくり等に宿根草や花木の使用を増やし、また、プラグ苗を導入するなど、維持管理経費や労力の軽減が図られるよう普及啓発します。

## 2 生産の振興と技術開発

### (1) 生産の振興

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

富山県の特徴ある花と緑の生産物の生産拡大が図られること。

#### ○ 現状と課題

- ・球根類では、日本一の出荷量を誇るチューリップ球根(平成23年度産100ha、2,232万球)は、オランダからの安価な輸入球根の増加や生産者の高齢化等により栽培面積が減少しています。
- ・切花・鉢物類では、景気低迷の影響による需要の低迷や高齢化等により小ギクなど既存産地の栽培面積が減少していますが、ストックやりんどう、アスター等で、稻作農家の経営の複合化や女性グループ等の取り組みによる生産拡大がみられます(平成23年度63ha、1,215万本・鉢)。
- ・消費面では、ガーデニングやカジュアルフラワーの定着化に伴い、品目の多様化や低価格志向が進んでいます。
- ・優良無花粉スギ「立山 森の輝き」が開発され、平成24年度より苗木の出荷がされています。

#### ○ 施策の方向

- ・新規生産者の育成、確保に努め、収量、品質の安定化を図るとともに、ブランド化に向けた販売戦略を推進します。
- ・環境にやさしい花き生産を推進するとともに、県産花きの魅力をPRし、需要拡大に努めます。
- ・森づくりに必要な広葉樹苗木の供給量増加を目指し、生産供給体制の強化を図ります。
- ・形質が優れ、花粉をつけないスギ「立山 森の輝き」の普及を図ります。

#### ○ 施策の概要

##### ① 球根類の生産

- ・集落営農組織への導入や既存生産者の後継者確保に努めます。
- ・県育成品種等とやまオリジナル品種を中心として、商品性の高い品種の生産拡大による販売力の強化を図ります。
- ・優良農家からの栽培管理や専用機械の操作技術の実演指導により、収量、品質の安定化を図ります。
- ・精度の高い検査方法や効率的な病株除去方法の確立・普及等による高品質な球根の安定生産を推進します。
- ・花き業界への用途別販売（花壇用・切花用等）の充実や一般消費者等への花育活動、イベント等を通じた魅力PR等により需要拡大を促進します。

##### ② 切花・鉢物類・花壇用苗の生産

- ・主穀作経営体や集落営農組織への導入、既存生産者の後継者確保に努めます。
- ・消費者や流通関係者との意見交換等により、ニーズの高い品目や、オリジナル品種など富山の優位性を活かした品種の導入を推進します。
- ・鮮度保持など出荷調整技術の徹底や異常気象に対応した栽培技術の推進等により、高品質・安定出荷を図ります。
- ・首都圏の消費者や小売店、市場等を対象としたマーケティング、一般消費者等への花育活動や県産花きの紹介などPR活動強化による需要拡大を推進します。



チューリップの栽培（朝日町）

### ③緑化木等の生産

- ・富山県の風土に適した樹木を需用に応じて安定的に生産・供給するため、生産ほ場の整備を促進します。
- ・県内苗木生産者に花粉をつけない林業用スギ苗木の生産技術を移転し、生産供給体制の強化を図るとともに、形質が優れている上に、花粉をつけないスギ「立山 森の輝き」の植栽を推進します。
- ・富山らしいサクラの名所づくりを進めるために、本県に自生する野生種及び本県が起源となっている園芸種のサクラの苗木の供給を推進します。

### ④流通体制の整備

- ・出荷規格の遵守と共同出荷体制の整備により、产地ブランド力の向上を図ります。
- ・产地と流通関係者との流通懇談会等の開催により、产地情報や消費者ニーズ等の情報の共有化を図ります。

## ○ 目標指標

指 標 名	現況	目標	
	H23	H28	H33
花き球根栽培面積 (ha)	100	105	111
切花・鉢物類栽培面積 (ha)	63	67	70



優良無花粉スギ「立山 森の輝き」

(富山県森林研究所 立山町)

## (2) 調査研究と技術開発

### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

本県の花と緑に関する基礎研究が推進され、その調査研究成果等について県民に情報提供されること。

### ○ 現状と課題

- ・中央植物園では、国内外の野生種を中心とした植物の計画的な収集・展示を行うとともに、国内の絶滅危惧植物など貴重な植物の保存繁殖に取り組んでいます。
- ・植物園には多くの野生植物種が保存管理されており、園芸的・薬学的な有用植物の育種への利用が期待されています。
- ・農林水産総合技術センター園芸研究所では、チユーリップを中心とした球根類の総合产地化や、多様化する消費者ニーズ等に対応するため、新品種開発から新しいライフスタイルにあった栽培技術の開発まで、幅広く取り組んでいます。
- ・森林研究所では、森林のもつ公益的機能の向上や、生産性の高い林業をめざす研究をはじめ、病害虫に関する研究等に取り組んでいます。
- ・薬用植物指導センターでは、薬用植物の栽培についての試験研究として、栽培適応性試験、栽培法確立試験、品質評価試験等を行っています。

### ○ 施策の方向

- ・本県の豊かな緑を後世に伝えるため、本県の植物相と植生に関する基礎研究を推進します。
- ・中央植物園に収集された野生植物は貴重な遺伝子資源であり、これを活用した研究を県内の研究機関や専門植物園と連携して推進します。
- ・国や県等の各試験研究機関や、緑化関係団体との連携により、花や緑の育成から利活用まで、幅広い分野の調査研究を進めます。
- ・緑化推進に役立つ調査研究成果等について、わかりやすく県民に情報提供します。
- ・薬用植物の栽培試験・研究を進めるとともに、薬草栽培指導に努めます。

## ○ 施策の概要

### ① 中央植物園

- ・本県の植物相や植生の解明を進め、絶滅危惧植物対策や富山県植物誌の改訂に取り組みます。
- ・植物園自然保護国際機構（BGCI）(\*18)への参加や中国科学院昆明植物研究所との共同研究実績などを踏まえ、世界的な基準での絶滅危惧植物対策を推進します。
- ・富山県に根ざした園芸植物等の商品開発について原種の提供を行うなど、関係機関との連携を深めます。

### ② 農林水産総合技術センター園芸研究所・農業研究所

- ・本県の気候、風土に適した独自の優良品種の開発を推進するとともに、バイオテクノロジー等を活用して増殖技術等の開発を図ります。
- ・新しく開発された品種や技術が、生産・消費の両面で県民の日常生活に手軽に生かされるよう、農林振興センター、花総合センター等で指導・展示するなど、広く公開し普及します。
- ・研究成果については、研究成果発表会、センター情報誌やホームページ等を活用し、分かりやすく解説して広く普及します。



中央植物園職員による野外調査の様子（南砺市）

### ③ 森林研究所

- ・カシノナガキイムシ等病害虫等から森林を守る技術の研究を推進します。
- ・花粉症予防のため、スギ花粉飛散予測に必要な調査を進めます。
- ・森林の多面的機能の評価及びその機能を向上させる森林管理技術の確立を図ります。
- ・広葉樹に関する研究成果の提供や技術相談等を行います。

### ④ 花総合センター

- ・展示温室、モデル花壇等を活用した新しい花の見本展示、花に関する講座や園芸相談を通じて、広く県民に花の栽培技術や活用方法を提供します。

### ⑤ 薬用植物指導センター

- ・本県における薬用植物の栽培適応性試験や栽培法確立試験を行うとともに、栽培普及指導の充実を図ります。
- ・薬用植物の遺伝資源の収集・保存などの研究を推進します。
- ・国内外の試験研究機関等との研究交流や情報交換に努め、栽培試験や品質評価試験を推進します。



中央植物園 研究の様子（富山市婦中町）

#### (\*18) 植物園自然保護国際機構（BGCI）

(BGCI=Botanic Gardens Conservation International)

地球上の野生植物の保全をより効果的に進めるために、植物園の国際的な連携を支援することを目的とし、1987年に英国で設立された非営利団体（出典：BGCI HP）。

### (3) 環境型社会への対応

#### ○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

県民、事業者、行政が連携して、廃棄物の排出抑制に努め、再生可能な資源による緑化資材の利用が促進されること。

#### ○ 現状と課題

- ・本県における廃棄物の再生・利用の状況については、一般廃棄物再生利用率、産業廃棄物減量化・再生利用率はともに近年は横ばいであり、それらの排出量も横ばいで推移しています。
- ・スギ間伐材等は、緑化関係でプランターや緑化木支柱等に利用されていますが、一層の活用が求められています。

#### ○ 施策の方向

- ・限られた資源を効率的に利用するため、県民、事業者、行政が連携し、廃棄物の排出抑制を進めるとともに、分別回収・処理体制の最適化等の循環的利用や廃棄物の適正処理の確保など、環境型社会の形成に向けた取組みを促進します。
- ・木材は加工に要するエネルギーが少なく、リサイクル可能な環境にやさしい素材であり、園芸用、緑化用資材としての利用を積極的に推進します。

#### ○ 施策の概要

- ・GAP(\*19)の導入促進の一環として、化学肥料や農薬の使用量低減等、環境にやさしい花き生産を推進します。
- ・野菜くずなどの食品廃棄物を堆肥化するなど再資源化し、その地域で利用するなど、循環資源の地産地消を推進します。
- ・間伐材等を活用した園芸用、緑化用資材を積極的に利用します。
- ・剪定による廃棄物の発生を抑制するため、樹高や樹冠の広がりなどを考慮して、植栽場所に適した緑化木の選定を推進します。
- ・剪定により発生する廃棄物の有効利用を推進します。



野菜くずの再資源化（画像提供：富山グリーンフードリサイクル株式会社 富山市）



間伐材を使ったプランター

(\*19)GAP(Good Agricultural Practice : 適正農業管理)  
Good Agricultural Practice の頭文字の略で、直訳すると、「良い農業の実践」となり、「安全な農産物の生産」、「環境の保全」、「農業者の安全確保」など、持続的な農業生産活動を行うために必要な取組みのこと。

